

光散乱式自動粒子計数器の購入に係る
仕様書

1. 件名

光散乱自動粒子計数器の購入

2. 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）原子力科学研究所バックエンド技術部高減容処理技術課で行う、捕集効率測定に使用する、捕集効率測定装置のうち、空気中の粒子個数を測定する光散乱式自動粒子計数器を購入する。

3. 購入品仕様

光散乱式自動粒子計数器 1 台

型 式 : KC-22B型

メーカー : リオン

仕 様 : 側方散乱方式、半導体レーザー励起固体レーザー（波長 1064nm）オープンキャビティ型

相当品可否 : 不可

4. 納期

令和9年3月19日（金）

5. 提出書類

(1)	試験成績書	1 部
(2)	校正証明書（トレーサビリティ含む）	1 部
(3)	常用標準器の成績書	1 部
(4)	照合用標準器の成績書	1 部

6. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

原子力機構 原子力科学研究所

バックエンド技術部 高減容処理技術課 減容処理棟管理棟

(2) 納入条件

持込渡し

7. 検収条件

第5項に示す提出書類の提出及び第6項に示す納入場所に納入後、員数検査及び外観検査の合格をもって検収とする。

8. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について、凝義が生じた場合は、発注元と協議のうえ、その決定に従うものとする。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により当機構の確認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項でも、技術上必要と認められる項目については、当機構担当者と協議し実施すること。
- (4) 検収日の翌日から起算して1年以内に、発注元の過失によらない機器の故障、不具合等が生じた場合は、受注者は発注元の指示に従い、修理、交換等を無償にて行い、本機器本来の性能、機能等を回復させること。
- (5) 本作業において不適合が発生した場合、受注者は、発注元の指示に従い、不適合の原因究明、対策の立案及び実施等について報告すること。
- (6) 納入する購入品の校正には、国際又は国家計量標準にトレース可能な機器を標準器（校正有効期限内のもの）として使用すること。

9. グリーン購入法

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。